

事業主の皆様へ
(一括有期事業用)

令和6年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方

提出は金融機関・郵便局又は管轄の都道府県労働局・労働基準監督署へ

申告・納付は6月3日(月)から7月10日(水)までに

※申告・納付期日最終日である7月10日(水)は、金融機関窓口・労働局・労働基準監督署において大変混雑することが予想されますので、お早めに申告・納付ください。

⚠ 5月中の受付はできません。

年度更新申告書の書き方等については、コールセンターへお問い合わせください。

☎ 0120-405-082 ※詳細は同封のリーフレットをご覧ください。

！このような場合でも、申告書の提出は必要です

- ・既に廃業しているため、保険関係を廃止する場合。
(P.29を参照ください。)
- ・令和5年度は元請工事を行わなかったが、今後、元請工事を行う見込みがある場合。
(P.28を参照ください。)

※期日までに申告書の提出がない場合は、政府が保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金を課す場合がありますので、必ず申告してください。

<便利な申告・納付方法のご案内>

○口座振替による納付
納付窓口に行かなくても、納付が可能です。
(詳しくは、裏表紙を参照ください。)

○電子申請による申告・電子納付
24時間どこでも申告・納付が可能です。
(詳しくは、P.6を参照ください。)

申告書のご提出後、記載内容について、厚生労働省が委託した民間事業者より照会させていただく場合があります。

主な事項の目次

①	申告書作成までの流れ	P.4
②	申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法	P.5
③	電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法	P.6
④	e-Govからの電子申請の方法	P.8
⑤	GビズIDアカウントを利用した電子申請について	P.11
⑥	令和6年度に申告の対象となる事業	P.12
⑦	保険料の算定のしかた	P.13
⑧	一括有期事業報告書（建設の事業）の書き方	P.14
⑨	一括有期事業総括表の書き方・記入例	P.16
⑩	申告書の記入にあたって（建設の事業）	P.18
⑪	申告書の記入にあたって（林業）	P.20
⑫	申告書の書き方	P.22
	記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例	P.23
	記入例 2 一般拠出金のみ充当した場合の例	P.24
	記入例 3 労働保険料及び一般拠出金に充当した場合の例	P.25
	記入例 4 充当後還付額が出る場合	P.26
	記入例 5 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）	P.27
	記入例 6 令和5年度は元請工事を行わなかったが、概算保険料の次年度繰越しを希望する場合	P.28
	記入例 7 事業を廃止した場合の例	P.29
	注意事項 「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び 労災保険率について	P.30
⑬	還付請求を行う場合について	P.31
⑭	口座振替を利用している場合について	P.34
⑮	法人番号の記入について	P.35
⑯	平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い	P.36
⑰	事業の種類・労務費率・保険料率一覧表	P.37
⑱	労災保険率適用事業細目表	P.38
⑲	一般拠出金の申告・納付について	P.40
⑳	その他の注意事項	P.41
㉑	労災保険のメリット制について	P.43
㉒	年度更新よくある質問	P.45
㉓	一括有期事業報告書・総括表及び申告書作成のチェックポイント	P.47

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「**年度更新**」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は**6月3日**から**7月10日**までの間に行ってください。

手続が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「**保険年度**」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、**その事業の種類ごと**に定められた**保険料率**を乗じて算定します。

◎申告書及び領収済通知書（納付書）の破損等による再発行に係る注意事項◎

- (1) 再発行については**管轄の都道府県労働局**へご依頼ください。
- (2) 労働基準監督署でも再発行は可能ですが、お渡しする用紙が異なります。以下の点について予めご了承ください。
 - ① 労働基準監督署でお渡しする用紙は、複写に対応しておりません。また、申告書と領収済通知書（納付書）は別々にお渡しします。
 - ② **労働基準監督署で再発行された申告書は、金融機関へ提出できません。**労働局又は労働基準監督署へご提出ください。
 - ③ 申告書の控えは、提出用の申告書のコピーをお渡しします。
 - ④ 領収済通知書（納付書）については、**従来複写となっていた3片の用紙が縦に並んだ1枚の用紙となりますので、労働保険料等の金額を3片にそれぞれ記入していただく必要があります。**

※ なお、労働局においては、従来どおり申告書及び領収済通知書（納付書）が一体となった用紙（複写式）を再発行することができます。

1 申告書作成までの流れ

○建設の事業の申告を行う場合

Step ①

一括有期事業報告書(建設の事業)の作成

(P.14~15参照)

令和5年度中に終了した一括有期事業対象工事を一工事ごとに、「事業の種類」と「事業開始時期」に分けて記載します。

Step ②

一括有期事業総括表の作成

(P.16~17参照)

一括有期事業報告書(建設の事業)から「事業の種類」と「事業開始時期」ごとに請負金額を転記し、労務費率を乗じて賃金総額を算出します。

賃金総額算出後、該当する労災保険率を乗じて業種ごとの保険料額を計算します。業種ごとの保険料額を算出したら、賃金総額と保険料額それぞれについて、全ての業種の合計及び一般拠出金額を算出してください。

Step ③

申告書の記入 (P.18~19参照)

一括有期事業総括表で計算した賃金総額合計、保険料額、一般拠出金対象賃金総額、一般拠出金額を転記し、確定保険料と一般拠出金を計算します。

概算保険料についても記載し、確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して、申告書を完成させます。

○林業の申告を行う場合

Step ①

一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)の作成

(P.20参照)

令和5年度中に終了した立木の伐採の事業について、事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入してください。

Step ②

申告書の記入

(P.20~21参照)

一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)から賃金総額を転記し、確定保険料額と一般拠出金額を計算してください。

概算保険料についても記載し、確定保険料額と申告済概算保険料額との過不足を計算して、申告書を完成させます。

◎申告書記入にあたっての注意事項◎

- (1) □枠内に記入する数字は、黒ボールペンを使って、申告書右上部の標準字体にならって丁寧に記入してください。また、ボールペンのかすれや枠からはみ出しがないように注意してください。

<訂正方法>

0	1	2	3	4	5	6	7
0	1	2	3	4	5	6	7

訂正印は不要です。

なお、領収済通知書(納付書)に記入する内訳・納付額の金額の訂正はできません。書き損じたときは、同一都道府県の新しい領収済通知書を使用してください。(労働局・労働基準監督署に用意してあります。)

- (2) 申告書の数字を機械印字する場合も同様に標準字体に近似した字体を使用してください。なお、数字が小さいと誤読の原因になりますので注意してください。
- (3) 領収済通知書(納付書)の□枠には金額の頭に「¥」記号を記入してください。
- (4) 申告書及び領収済通知書(納付書)にあらかじめ印字してある数字(保険料率等)、文字は一切訂正しないでください。

「一括有期事業報告書・総括表」は、今回お送りした封筒に同封しているほか、厚生労働省ホームページに掲載しています。(下記URL又は「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」で検索してください。)

<URL> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html



2

申告書の提出、保険料・一般拠出金の納付の方法

(1) 申告書等の提出

<提出するもの>

① 申告書の1枚目〔提出用〕

※申告書の2枚目〔事業主控〕と3枚目を切り離して提出してください。また、申告書の2枚目〔事業主控〕は大切に保管してください。

※申告書の2枚目〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、**申告書の1枚目〔提出用〕と一緒に労働局又は労働基準監督署へご提出ください。**郵送の場合は、返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。

※申告書の提出と同時に、労働保険料・一般拠出金を金融機関に納付する場合は、**申告書と領収済通知書（納付書）を切り離さずに金融機関へご提出ください。**

・以下の添付書類もご提出ください。（令和5年度に終了した元請工事や伐採事業がない場合は提出不要です。）

<建設の事業>

② 一括有期事業報告書（建設の事業）

③ 一括有期事業総括表（建設の事業）

<林業>

② 一括有期事業報告書（立木の伐採の事業）

<提出方法>

来庁による提出

申告書〔提出用〕（及び添付資料）を下記の提出先の機関へご持参ください。

電子申請による提出

e-Govから申告書の入力・送信を行ってください。（P.6を参照ください。）

郵送による提出

申告書〔提出用〕（及び添付資料）を管轄の労働局（所在地は送付した封筒の表面に記載）あてに郵送してください。

申告書〔事業主控〕に受付印が必要な場合は、**申告書〔事業主控〕と返信用封筒（切手貼付）を必ず同封してください。**

<提出先の機関>（申告書と添付書類は、それぞれ別の機関に提出することも可能です。）

	申告書	添付書類
金融機関	○（※1）	×
管轄の労働局	○	○
管轄の労働基準監督署	○	○
社会保険・労働保険徴収事務センター（年金事務所内）	○	×

※1 口座振替をご利用の場合及び納付金額がない場合は、金融機関へのご提出はできません。

※2 左記の機関以外でも申告書の提出を受け付けている場合があります。詳しくは、送付した封筒の裏面又は同封の労働局からのお知らせをご確認ください。

(2) 保険料・一般拠出金の納付

領収済通知書（納付書）を申告書から切り離さずに、**金融機関へご提出いただき**、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

労働局や労働基準監督署へ申告書のみを提出した場合は、領収済通知書（納付書）を**金融機関にご提出いただき**、併せて保険料・一般拠出金を納付してください。

なお、口座振替による納付（裏表紙を参照ください。）、電子納付（P.6を参照ください。）も可能です。

●労働保険料の納期限（令和6年度）

	全期(第1期)	第2期	第3期
口座振替を利用しない場合の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月14日	2月14日

☆申告・納付期日最終日である7月10日は、労働局・労働基準監督署・金融機関窓口において大変混雑することが予想されます。

☆第2期・第3期の納付書は**各納付期限の概ね10日前**に送付致します。

☆納付を怠った場合、**延滞金が徴収されます**（年率8.7%。但し、初めの2ヶ月間は、延滞金軽減法の適用年率で計算されます。）。

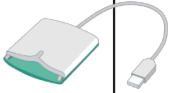
3

電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法

電子申請と電子納付により、自宅やオフィスから、いつでも提出と納付が可能になります。

まずは、利用前の準備を行います。

- ① e-Gov(各省庁が所管する行政手続について申請・届出を行うことができるサイト)にアクセスし、パソコンが電子申請(e-Govの電子申請システム)に対応しているか確認します。
- ② 電子証明書を利用する場合:マイナンバーカード(取得は無料)とカードリーダーを準備します。または認証局から電子証明書を取得してください。
GビズIDを利用する場合:GビズIDアカウント(取得は無料)を入手します。



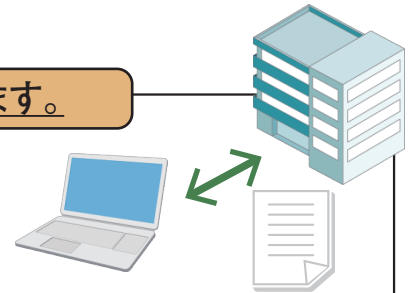
詳しくは、**労働保険関係手続の電子申請について**

検索

より、「事前準備ガイドBOOK」をご確認ください。

準備が完了したら、電子申請による申告書の提出を行います。

- ③ e-Govで申請したい様式を検索し、画面上で申告書を作成します。
- ④ そのままe-Govから電子申請します。
- ⑤ 事業主控についても、e-Govマイページから取得できます。



詳しくは、P.8に記載の、「電子申請利用マニュアル」をご確認ください。

電子申請が完了した後、引き続き、電子納付による保険料等の納付が行えます。

- ⑥ e-Gov上で、電子納付に必要な情報(*)を確認します。
(*)電子納付には、「納付番号」、「確認番号」、「収納機関番号」が必要になります。
- ⑦ e-Gov上でご利用になる金融機関を検索し、
遷移先の金融機関のインターネットバンキングにより保険料等を電子納付します。



詳しくは、P.8に記載の、「電子申請利用マニュアル」をご確認ください。

※電子申請した場合は、電子納付による納付だけでなく、申告書の領収済通知書(納付書)による納付も可能です。その場合は、金融機関へ領収済通知書(納付書)のみご持参ください。

※口座振替を利用されている場合は、電子納付及び領収済通知書(納付書)による納付を行わないでください。

●労働保険料の納期(令和6年度)

納期	全期・第1期	第2期	第3期
電子納付の納期限	7月10日	10月31日	1月31日

★ 第1期については、電子申請した場合のみ電子納付ができます。

★ 第2期、第3期については、送付される納付書に記載の電子納付に必要な情報により電子納付できます。

電子申請のための「アクセスコード」について

年度更新申告書に「アクセスコード」(年度更新申告書のあて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字)が設定されており、電子申請による年度更新では、労働保険番号と「アクセスコード」を入力することにより、お手元の年度更新申告書と同様の項目(労働保険番号、保険料率等)を電子申請様式に取り込むことができ、前年度の申告内容等を改めて入力する手間が省けます。

P.8～P.10に電子申請を行う場合の操作手順を記載していますので、ご覧ください。

年度更新申告書の入力内容等については、「労働保険 年度更新 申告書の書き方」を参照するか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

なお、e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については「e-Gov利用者サポートデスク」(電話番号050-3786-2225(050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

【受付時間】

4月・6月・7月:平日9時から19時まで(土日・祝日は17時まで)

5月・8月から3月:平日9時から17時まで(土日・祝日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 **継続事業**
(一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

下記のとおり申告します。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定コード

提出用 令和6年 月 日

※各種区分 管轄② 保険関係等 業種 産業分類
751 3501

あて先 〒XXXX-XXXX
〇〇市〇〇-〇-〇

〇〇労働局 uaj39uuy

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 区分 算定期間 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額 ⑨ 保険料・一般拠出金率 ⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
OCR件への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

アクセスコード

【電子申請よくある質問】

- Q1. 電子申請で手続きをしましたが、入力誤り(入力もれ)がありました。どうしたらいいのですか。
- A. 入力誤り等があった場合には、修正した内容での再度の手続きは不要ですので、まずは、管轄の労働局に連絡してください。(特に、年度更新申告書において、一般拠出金額欄の入力もれが多くみられますので、入力する際にはご注意ください。)
- Q2. 電子申請をした場合には、保険料の納付は、必ず電子納付で行う必要がありますか。
- A. 電子申請の場合でも納付方法は任意です。電子申請をする際に、納付方法について自動的に「電子納付」が選択されていますが、保険料の納付は従来どおり、納付書で行うことができます。また、口座振替による納付(P.34及び裏表紙を参照)も可能です。
- Q3. e-Govに対応した電子申請ソフトウェアにより、電子申請を行いました。問題なく受付されたのでしょうか。
- A. 申請先の労働局において、申告書の記載内容を確認し、申請内容に不備等がなければ、電子公文書(申請書控)を返信します。申請の混雑状況により返信に時間を要することがありますので予めご了承ください。

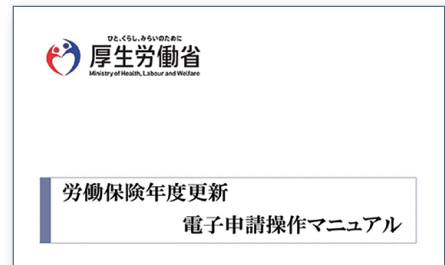
なお、電子申請ソフトウェアからの申請において、労働保険番号の入力誤り、概算保険料額、一般拠出金額の入力もれなどが多くみられますので、申請する際には、入力内容を確認の上、申請してください。

4 e-Govからの電子申請の方法

電子申請の利用方法



労働保険の電子申請は、e-Gov（イーガブ）から行うことができます。



●労働保険の年度更新手続きにつきましては、厚生労働省ホームページ内e-Gov電子申請利用マニュアルの紹介<https://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>に詳細な手順を記載しておりますのでご参照ください。

●マニュアルには電子申請をする際の一連の操作方法について記載しておりますので、ご参照のうえ、手続きをお進めください。

●年度更新申告書の入力内容等については、「労働保険 年度更新 申告書の書き方」を参照するか、管轄の都道府県労働局へお問い合わせください。

●e-Gov電子申請システムの画面操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」(電話番号 050-3786-2225 (050ビジネスダイヤル))へお問い合わせください。

受付時間 4月・6月・7月 平日9時から19時まで(土日・祝日は17時まで)

5月・8月から3月 平日9時から17時まで(土日・祝日および年末年始(12月30日から1月3日)は休止)

●一括有期事業総括表・一括有期事業報告書については、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudouhoken01/yousiki.html>)にある年度更新申告書計算支援ツール(建設事業用)もしくは、紙で一括有期事業総括表・一括有期事業報告書を作成し、PDFにして、電子申請時に添付してください。



審査状況の確認

電子申請にて申請いただきました年度更新申告につきましては、以下の手順で審査状況をご確認いただけます。



●審査状況をご確認いただくにあたって、e-Govアカウントログイン画面からログインしてください。



●「申請案件一覧」をクリックしてください。



●審査状況を確認したい申請案件の到達番号をクリックしてください。

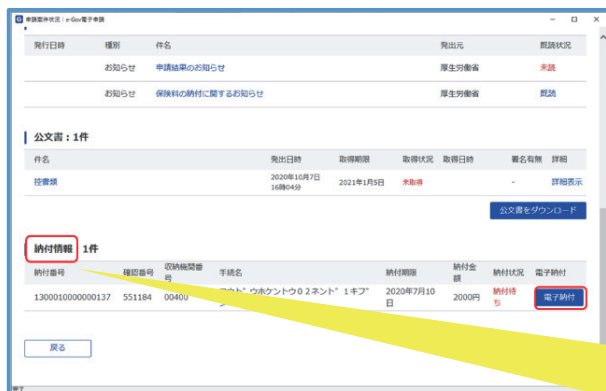


●「ステータス」をご覧ください。審査状況をご確認いただけます。

「申請案件一覧」画面にて該当する到達番号をクリック後、「申請案件状況」画面の「納付情報」から電子納付手続に進むことができます。

電子納付のご案内

労働保険料の納付手続については、電子納付をご利用いただけます。



- 申請案件状況画面を下にスクロールして、「納付情報」をご覧ください。
- 電子納付を行うにあたって必要な「収納機関番号」「納付番号」等が表示されていますのでご確認ください。
- 「電子納付」ボタンをクリックすると、各金融機関のインターネットバンキング検索画面に遷移します。

電子申請による年度更新申告手続を行うと、以下AからCの3通りの方法により、労働保険料を電子納付することができます。

- A 電子申請による年度更新申告手続後、e-Govからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合(上の図の場合)**
 申請データの送信後、「申請案件状況」画面の「納付情報」にある「電子納付」ボタンをクリックし、画面の案内に従って操作すると、インターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。
 遷移先のインターネットバンキングに納付情報が送信されるため、電子納付を行う際に「収納機関番号」「納付番号」等の入力を省略できます。
- B 電子申請による年度更新申告手続後、ご利用の金融機関等のウェブページからインターネットバンキングにより電子納付を行う場合**
 申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキングを利用して、電子納付を行うことが可能です。
 この場合、申請データの送信後の申請データの「申請案件状況」画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要になります。「申請案件状況」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。
- C 電子申請による年度更新申告手続後、ATMにより電子納付を行う場合**
 申請データの送信後、各金融機関のPay-easy(ペイジー)に対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。
 この場合、申請データの送信後の申請データの「申請案件状況」画面の「収納機関番号」「納付番号」等が必要となります。「申請案件状況」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

注意事項

- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応していることが必要です。
 (対応金融機関はPay-easy(ペイジー)ホームページ <https://www.pay-easy.jp/where/> を参照してください。)
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。
- 既に口座振替による納付手続をされている場合でも、電子申請手続を進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。



Pay-easy(ペイジー)とは、公共料金や税金また、その他様々な料金を全国の金融機関のインターネットバンキング、ATMなどから支払うことができるようになるMPN(マルチペイメントネットワーク)が提供するサービスです。
 詳しくはこちらまで
[\(https://www.pay-easy.jp/\)](https://www.pay-easy.jp/)



5 GBizIDアカウントを利用した電子申請について

GBizIDとは、1つのID/パスワードでさまざまな行政サービスの利用を可能とする認証システムです。gBizIDプライム又はgBizIDメンバーを利用する場合、電子証明書の添付を省略できます。

GBizIDの取得

gBizID

ホーム

マニュアル

ヘルプ

リクエスト

ログイン

gBizID へようこそ。

GBizIDで、行政サービスへのログインをラクにする。
GBizIDは、1つのID・パスワードで
様々な行政サービスにログインできるサービスです。

GBizIDを使い始める

gBizIDの登録

委任申請

gBizIDプライム作成

gBizIDプライムの登録をご希望の方は、上記のボタンから作成してください。

(非対面での印鑑証明書・印鑑登録証明書の入手方法
gBizIDプライムの発行申請の際に必要な、印鑑証明書
です。

gBizIDエントリー作成

gBizIDエントリーを作成します。上記のボタン
から作成して下さい。

はじめてGBizIDのアカウントを
作成する場合は、こちらのボタン
を押してください。

GBizIDアカウントの作成方法の詳細は、<https://gbiz-id.go.jp>をご覧ください。

GBizIDを使ったe-Govへのログイン方法



The image shows two screenshots of the e-Gov login process. The left screenshot is the 'e-Govアカウントログイン' page with a red box around the 'gBizIDでログイン' button. A red arrow points to the right screenshot, which is the 'gBizID ログイン' page with input fields for 'アカウントID' and 'パスワード' and a 'ログイン' button. A yellow callout box points to the 'gBizIDでログイン' button in the left screenshot.

GBizIDアカウントでログインする場合は
こちらのボタンを押してください。

GBizIDアカウントを利用して電子申請する場合は、e-Govホームページのログイン画面から、「GBizIDでログイン」ボタンを押してログインしてください。なお、申請に当たっての操作方法は電子証明書を使用する場合と同じです。

6 令和6年度に申告の対象となる事業

以下いずれの要件も満たす事業が一括有期事業の対象となるため、申告が必要となります。申告漏れが生じないように、十分にご確認ください。

[建設の事業の場合]

1 元請工事

元請負により実施した工事。

2 請負金額

一工事の請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））の工事。

※平成27年3月31日以前に開始された工事については、1億9千万円未満（消費税額を含む）。

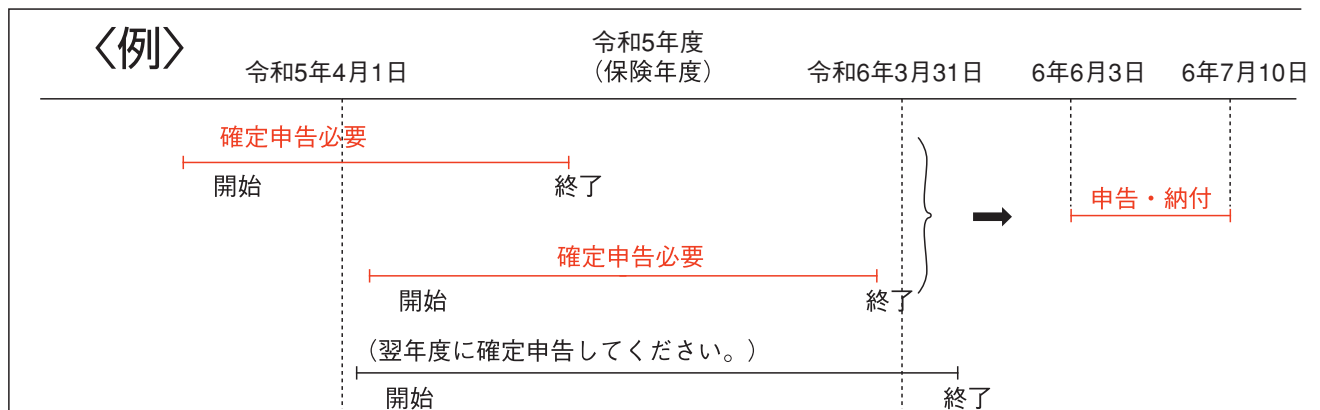
3 概算保険料

概算保険料額が160万円未満の事業。

4 工事期間

以下に示した赤字の工事、つまり、令和5年度中（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に終了した工事。

（令和5年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください）。



[林業の場合]

1 素材の生産量

素材の生産量が1,000立方メートル未満の事業。

2 概算保険料

概算保険料額が160万円未満の事業。

3 事業期間

令和5年度中（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に終了した事業。

（令和5年3月31日以前に開始している事業の算入もれがないよう注意してください）。

一括有期事業の対象とならない事業（これを「単独有期事業」といいます。）の場合は、一現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

7 保険料の算定のしかた

[建設の事業の場合]

保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「請負金額」による場合があります。

1 支払賃金による算定

準備作業、周辺作業を含めその工事における協力業者に雇われる者を含むすべての労働者の賃金を正確に把握し、かつ、作業日報、賃金台帳の原本等の帳簿書類を3年間保存している場合は、支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。この場合、通勤手当や賞与等の一時金も算入されますからご注意ください。

2 請負金額による算定

建設の事業において、賃金総額を正確に把握し得ない場合には請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

請負金額とは、工事請負契約上の代金、つまり請負代金に、支給資材等の価格相当額や貸与された機械や資材の賃貸料及び損料相当額を加え、そして、告示によって特定された控除対象工事用物（注）のみを控除したものをいいます。

※請負金額に係る消費税額の取扱いについては、P.36を参照してください。

請負代金 (契約金額・施主からの金銭給付)	+	請負代金に加算する額 (支給材の価額相当額+貸与物の賃貸料や損料相当額)	-	請負代金から控除する額 下記(注)参照	=	請負金額
---------------------------------	---	--	---	-------------------------------	---	-------------

(注) 請負代金から控除する控除対象工事用物は、「機械装置の組立て又は据付けの事業」(業種番号36)の機械装置のみです。P.41を参照してください。

[林業の場合]

保険料の算定方法には、「賃金」による場合と、「素材の生産量・平均賃金」による場合があります。

1 支払賃金による場合

その事業で使用したすべての労働者への支払賃金に保険料率を乗じて保険料を算定してください。

2 素材の生産量（林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業の場合は平均賃金）による場合

- ・林業のうち、立木の伐採の事業

所轄都道府県労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

- ・林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業

厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額にそれぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定してください。

8

一括有期事業報告書(建設の事業)の書き方

- 1 令和5年度中に終了した一括有期対象事業(元請分)をもれなく記入し、P.38～P.39の「労災保険率適用事業細目表」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。
- 2 右記の記入例(P.15)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入してください。その際、「平成27年3月31日以前のもの」については、「平成25年9月30日以前のもの」と「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。
- 3 「㊸請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 4 「㊹請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。P.41を参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 5 賃金で算定する工事は、右記の記入例(P.15)にならって、「㊺請負代金の額」欄、「㊻請負金額」欄には該当する請負金額を、「㊼賃金総額」欄には該当する賃金総額を **かっこ書きで記入** してください。
- 6 請負金額は、平成27年4月1日以降に開始した工事については消費税を除いた額を記入してください。
※平成27年3月31日以前に開始した工事の申告方法についてP.36を参照してください。

記入例

※令和5年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号

労働保険
一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控

2枚のうち 1枚目

労働保険番号	府県 所管 管轄				基幹番号				枝番号				事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額	
	x	x	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0				0	0	0	0			0
〇〇ハイツ新築工事																94,500,000			94,500,000	23	21,735,000	
(平成27年4月1日～平成30年3月31日工事開始分)																			94,500,000		21,735,000	
××郡新築工事																20,000,104			20,000,104	23	4,600,023	
△△部増築工事 他8件																35,009,310			35,009,310	23	8,052,141	
(平成30年4月1日以降工事開始分)																			55,009,414		12,652,164	
事業の種類	35 建設 (既設建築物設備工事業を除く)														計	149,509,414			149,509,414		34,387,164	

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和6年 6月 14日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

平成27年4月1日以降に開始した工事については、請負金額から消費税額を除いた金額を記入します。

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XXX - XXX - XXXX)
住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

株式会社 〇〇工務店
代表取締役 〇〇 〇〇
(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
社会保険労務士記載欄		

(注意)
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

2枚目以降は別紙を使用してください。

労働保険番号

事業主控

2枚のうち 2枚目

労働保険番号	府県 所管 管轄				基幹番号				枝番号				事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
	x	x	1	0	1	6	0	0	1	0	0	0				0	0	0	0		
××部内装工事																(6,000,000)			(6,000,000)		(720,000)
△△部内装工事 他10件																22,000,700			22,000,700	23	5,060,161
(平成30年4月1日以降工事開始分)																			(6,000,000)		(720,000)
(小計)																			22,000,700		5,060,161
計																					
事業の種類	38 既設建築物設備工事業														計	(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

賃金で算定した工事は、このようにカッコ書きで記入してください。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

請負金額500万円未満の工事は取りまとめて記入できます。

9

一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 昨年度(令和5年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。
なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率(基準料率)と当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率(メリット料率)により労災保険料を算定します。
事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますので、P.44の「一括有期事業「メリット」制適用事業場に対する労災保険率表」を参照してください。
1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。
以上の計算を総括表で行って記入をし、保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の(イ)(ロ)労災保険分確定保険料額欄に転記してください。

※令和5年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号(第34条関係)(甲)

労働保険
一括有期事業報告書(建設の事業)

事業主控

労働保険番号	府県	所管	管轄	基礎番号				枝番号				2枚のうち	1枚目			
				x	x	1	0	1	6	0	0			1	0	1
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間				① 請負金額の内訳				②	③			
				年	月	日から	年	月	日まで	① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額	⑤ 労務 費率	⑥ 賃金総額	
〇〇ハイソ新築工事	〇〇郡〇〇町	〇〇-〇		29年	4月	1日から	5年	9月	30日まで	94,500,000			94,500,000	23	21,735,000	
(平成27年4月1日～平成30年3月31日工事開始分)	(小計)			年	月	日から	年	月	日まで				94,500,000		21,735,000	
××邸新築工事	××市	××-×-×		5年	4月	1日から	5年	9月	30日まで	20,000,104			20,000,104	23	4,600,023	
△△邸増築工事 他8件	△△市	△△-△-△		5年	5月	1日から	6年	3月	15日まで	35,009,310			35,009,310	23	8,092,141	
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)			年	月	日から	年	月	日まで				55,009,414		12,652,164	
事業の種類	35 建築事業 (建設建築物設備工事業も除く)			計				149,509,414						149,509,414		34,387,164

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和6年 6月 14日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

郵便番号(XXX - XXXX)
電話番号(XXX - xxx - XXXX)

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社 〇〇工務店
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

作成年月日	氏名	電話番号
社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。		

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

事業主控

労働保険番号	府県	所管	管轄	基礎番号				枝番号				2枚のうち	2枚目			
				x	x	1	0	1	6	0	0			1	0	1
事業の名称	事業場の所在地			事業の期間				① 請負金額の内訳				②	③			
				年	月	日から	年	月	日まで	① 請負代金の額	② 請負代金に 加算する額	③ 請負代金から 控除する額	④ 請負金額	⑤ 労務 費率	⑥ 賃金総額	
××邸内装工事	××市	××-××-×		5年	4月	1日から	5年	5月	31日まで	(6,000,000)			(6,000,000)		(720,000)	
△△邸内装工事 他10件	△△市	△△-△-△		5年	4月	10日から	6年	3月	15日まで	22,000,700			22,000,700	23	5,060,161	
(平成30年4月1日以降工事開始分)	(小計)			年	月	日から	年	月	日まで				(6,000,000)		(720,000)	
				年	月	日まで	年	月	日まで				22,000,700		5,060,161	
				年	月	日から	年	月	日まで							
				年	月	日まで	年	月	日まで							
				年	月	日から	年	月	日まで							
				年	月	日まで	年	月	日まで							
				年	月	日から	年	月	日まで							
				年	月	日まで	年	月	日まで							
事業の種類	38 建設建築物設備工事業			計				(6,000,000) 22,000,700						(6,000,000) 22,000,700		5,780,161

記入例

※令和5年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

労働保険等

令和5年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号		府 県		所 掌		管 轄		基 幹 番 号		枝 番 号		一括有期事業報告書 2枚添付	
X X		1 0		1 6		0 0		1 0		1 0 0 0			

業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額 円	労務 費率	賃金総額 千円	保険料率		保 険 料 額 円
						基準料率 1000分の	メリット料率 1000分の	
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89		
		平成30年3月31日以前のもの		19		79		
		平成30年4月1日以降のもの						
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16		
		平成30年3月31日以前のもの		19		11		
		平成30年4月1日以降のもの						
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		18		10		
		平成30年3月31日以前のもの		17		9		
		平成30年4月1日以降のもの						
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの		23		17		
		平成30年3月31日以前のもの		25		9.5		
		平成30年4月1日以降のもの		24		9		
35	建築事業	平成27年3月31日以前のもの		21		13		
		平成30年3月31日以前のもの	94,500,000	23	21,735	11	239,085	
		平成30年4月1日以降のもの	55,009,414	22	12,652	9.5	120,194	
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの		22		15		
		平成30年3月31日以前のもの	(6,000,000) 22,000,700	23	5,780	12	69,360	
		平成30年4月1日以降のもの						
36	機械装置の組立又は据付けの事業 その他のもの	平成27年3月31日以前のもの		38		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		40		6.5		
		平成30年4月1日以降のもの		38		6.5		
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		21		7.5		
		平成30年3月31日以前のもの		22		6.5		
		平成30年4月1日以降のもの		21		6.5		
合 計		平成19年3月31日以前のもの		①				
					40,167			428,639

② (①を除いた合計) 千円 40,167

③ 一般拠出金率 1000分の 0.02

一般拠出金額 (②×③) 円 803

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

令和6年 6月 14日

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

株式会社〇〇工務店 代表取締役 〇〇〇〇

住所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇

郵便番号(XXX - XXXX)

電話番号(XXX - XXX - XXXX)

1円未満の端数は切り捨て

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号

注
4 3 2 1
一括有期事業報告書(様式第7号(甲))に記入した事業(工事)を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。
前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。
一般拠出金とは、右欄による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金を指す。
一般拠出金は事業(工事)開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業(工事)を徴収対象とする。

メリット制が適用されている場合は、
昨年度の労災保険率決定通知書
及びP.44の「一括有期事業メリット
制適用事業場に対する労災保険
率表」を参照し、メリット率を記入の
上計算してください。

一般拠出金は平成19年4月1日以降に
開始した工事のみとなります。

10

申告書の記入にあたって(建設の事業)

※口座振替を利用している事業場はP.34もご覧ください。

別添様式

令和5年度一括有期事業総括表(建設の事業)

事業主控

労働保険番号	府県	所管	管轄	基幹番号	枝番号	一括有期事業報告書 2枚添付								
XX101600101000	X	X	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率	保険料額							
31	水力発電施設、すい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの	円	18	千円	1000分の89	円							
32	道路新設事業	平成30年4月1日以降のもの 平成27年3月31日以前のもの		20		16								
33	舗装工事業	平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以降のもの		18		10								
34	鉄道又は軌道新設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの		23		17								
35	建築事業	平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以降のもの	94,500,000 55,009,414	23	21,735 12,652	11 9.5	239,085 120,194							
38	既設建築物設備工事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの	(6,000,000) 22,000,700	23	5,780	12	69,360							
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成30年3月31日以前のもの 平成30年4月1日以降のもの		38		7.5								
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの 平成30年3月31日以前のもの		21		7.5								
合計							40,167	428,639						
							40,167	803						

「一般拠出金」

一般拠出金は一括有期事業総括表より転記してください。
平成19年4月1日以降開始した工事で、令和6年3月31日までに終了した工事が無い場合は、「0」を記入します。

1円未満の端数は切り捨ててください。

⑫欄 「期別納付額」

延納する場合は3期別に納付額を記入してください。

$$\frac{\text{⑭の(イ)欄 6年度概算保険料 428,639円}}{\text{⑰欄 納付回数 3回}} = 142,879円 (\text{余り2円})$$

第1期 142,881円 (←余り2円加算)

第2期 142,879円

第3期 142,879円

1円又は2円の余りが生じた時は、必ず第1期分へ加算してください。

(概算保険料額が20万円未満の場合は、延納できませんので) 全期分を1回で納付してください。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は訂正しないでください。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力確定項目

①都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
労働保険番号 XX101600101000

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等
元号 年 月 日 項 元号 年 月 日 項

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数
十 万 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百 十 万 千 百

⑦区分 令和5 ⑧保険料・一般拠出金算定基礎
労働保険料 (イ) 40167
労働災害保険料 (ロ) 40167
雇用保険料 (ホ) 40167
一般拠出金 (ヘ) 40167

⑩区分 令和6 ⑪保険料算定基礎額の見込
労働保険料 (イ) 40167
労働災害保険料 (ロ) 40167
雇用保険料 (ホ) 40167

⑫申告済概算保険料額
⑬差引額 (イ) 充足額 (ロ) 不足額 28,639
⑭期別納付額 第1期 142,881円 第2期 142,879円 第3期 142,879円
⑮加入している労働保険 ⑯特掲事業 (イ) 該当労働保険 (ロ) 雇用保険 (ハ) 特掲事業 (ニ) 該当

⑰所在地 〇〇市 〇〇-〇-〇
⑱名称 株式会社〇〇工務店

領収済通知書 ⑲(労働) 30840 ※取扱庁名 〇〇労働局 ※取扱庁番号 0007533

⑳都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
労働保険番号 XX101600101000

㉑令和5年度(元号:令和は9) ㉒令和6年度(元号:令和は9) ㉓令和7年度(元号:令和は9)
元号 年 月 日 項 元号 年 月 日 項 元号 年 月 日 項

納付の目的
1.令和 06年度 1期 (全期又は1期)
2.令和 05年度 確定
(住所) 千 ×××-××××
〇〇市〇〇
(氏名) 株式会社〇〇

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局 〇〇〇〇

電子申請を行う場合のアクセスコードです。

P.7の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

令和5年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・一般拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業総括表から転記してください。

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

令和5年度の工事实績に基づく「賃金総額」の2倍を上まわらず2分の1を下まわらない限り令和5年度と同額で算定してください。

(2倍を上まわるもしくは2分の1を下まわる場合の計算方法については、最寄りの労働基準監督署、労働局へお問い合わせください。)

メリット制適用事業場においてはここに「メリット」と印字されています。

※P.43をご確認ください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。) なお、確定保険料の不足額及び一般拠出金は延納できませんので第1期に納付してください。

⑳欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。

※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。

※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。

※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

㉑欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 400,000円	－	⑩(イ)欄 確定保険料額 428,639円	=	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 28,639円
----------------------------	---	-----------------------------	---	------------------------------

※充当の例 P.22以降を参照してください。

㉒欄、㉓欄 「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じた場合は新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)

※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。

(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)

※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

令和6年 6月 21日

あて先 〒 XXX-XXXX

〇〇市〇〇 〇-〇-〇

〇〇労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

⑪概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)

⑭申告済概算保険料額

⑮増加概算保険料額

⑯今期納付額(⑰)+⑱

⑲一般拠出金(⑲の(ハ)-⑲の(ホ)注2)

⑳今期納付額(㉑)+㉒

事業又は作業の種類 建築事業

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

名称 株式会社〇〇工務店

氏名 代表取締役 〇〇〇〇

作成年月日・提出代理者の表示

労働保険特別会計歳入徴収官殿

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

注意事項

11 申告書の記入にあたって(林業)

① 林業の申告について

業種が林業(立木の伐採)である場合の申告については、「一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)」に立木の伐採の事業の名称、所在地、期間、素材の生産量、賃金総額等を記入し、申告書に転記してください。(「一括有期事業総括表」は不要です。)

※素材の生産量が30立方メートル未満の事業については、取りまとめて記入できます。

② 賃金総額を正確に算定することが困難な場合、以下の特例による賃金総額の算定が認められています。(記入例では、実際の支払い賃金により、保険料等を算出しています。)

- ・林業のうち、立木の伐採の事業
所轄都道府県労働局長が定める素材1立方メートルを生産するために必要な労務費の額に、生産するすべての素材の材積を乗じて得た額を賃金総額とします。
- ・林業のうち、立木の伐採の事業以外の事業
厚生労働大臣が定める平均賃金に相当する額にそれぞれの労働者の使用期間の総日数を乗じて得た額の合計額を賃金総額とします。

様式第7号(第34条関係)(乙) 労働保険 一括有期事業報告書(立木の伐採の事業) 事業主控

労働保険番号	所管 所掌 管轄	基幹番号	枝番号	1枚のうち	1枚目	
XX101500101000						
事業の名称	事業場の所在地	立本所有者の氏名又は名称及び住所	事業の期間	使用労働者延人員	素材の生産量(立方メートル)	賃金総額
00山伐採事業	00市00 0-0	00市00 Δ-Δ	4年6月8日から 5年7月13日まで	26	470	385,000
XX山伐採事業	XX市XX X-X	XX市XX 0-0	4年6月22日から 5年7月31日まで	28	530	457,000
			計	54	1,000	842,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和6年6月14日 住所 00市00 X-X 00木材(株) 代表取締役 00 00

「一般拠出金」
一般拠出金に係る算定基礎額は労災保険分と同額になります。ただし、平成19年3月31日以前に開始した事業は除きます。
1円未満の端数は切り捨ててください。

②欄 「期別納付額」
概算保険料が20万円以上で延納した場合は、3期別に納付額を記入してください。

機械処理に支障をきたしますので、領収済通知書(納付書)に印書されている所在地・名称等は絶対に訂正しないでください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法 一般拠出金

31759 ※修正項目番号 ※入力確定コード

種別 32701

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
XX101500101000

⑦区分 算定期間 令和5年
⑧保険料・一般拠出金算定基礎額
労働保険料 (イ) 842
労働保険料 (ロ) 842
雇用保険分 (ホ) 842
一般拠出金 (注1) (ハ) 842

⑨区 分 算定期間 令和6年
⑩保険料算定基礎額の見込額
労働保険料 (イ) 842
労働保険料 (ロ) 842
雇用保険分 (ホ) 842

⑮申告済概算保険料額 50

⑯引当額 (イ) 520 (ロ) 不足額 520

⑰期別納付額
第1期 43,784
第2期
第3期

加入している ①労働保険 ②特掲事業 (イ)該当 (ロ)該当

(イ)所在地 00市00 X-X
(ロ)名称 00木材株式会社

領収済通知書 ④労働
30840 ※取扱い庁名 〇〇労働局 ※取扱い番号 000753311

労働保険番号 XX101500101000

※会前年度(元号:令和は9) 9-06 2 ※会定年度(元号:令和は9) 9-06 3 ※収納年月日(元号:令和は9) 9-06 1

納付の目的
1. 令和 06 1 期 (年度概算) (令和又は1期)
2. 令和 05 1 期 (年度確定)

(住所) 〒 XXX-X-XXX
〇〇市〇〇
(氏名) 〇〇木材(株)

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は兼入代理店)、所轄都道府県労働局、

申告書 **継続事業**
(一括有期事業を含む。)

標準字体 **0123456789**

提出用
令和6年 6月 14日

あて先 〒×××-××××
〇〇市〇〇
〇〇-〇

〇〇労働局 tky13rlz
労働保険特別会計歳入徴収官殿

※各種区分
管轄② 保険関係等 業 種 事業分類
7510201

提出用
令和6年 6月 14日

4月1日から 令和6年3月31日 まで

⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)

(イ) 1000分の (ロ) 1000分の (ハ) 1000分の (ニ) 1000分の

50520 50520 0.02 16

4月1日から 令和7年3月31日 まで

⑬保険料率 ⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)

(イ) 1000分の (ロ) 1000分の (ハ) 1000分の (ニ) 1000分の

52 43784 43784

⑮申告済概算保険料額
⑯増加概算保険料額
(イ) (ロ) (ハ) (ニ)

44,304 16 44,320

⑰延納の申請 納付回数 **1**

⑱法人番号 **1234512345123**

⑲事業又は作業の種類 **立木の伐採**

⑳事業停止理由
(1) 廃止 (2) 変更 (3) 整理 (4) 労働者なし (5) その他

㉑郵便番号 **000-0000**

㉒住所 (イ) 市町村 (ロ) 区 (ハ) 丁目 (ニ) 番地 (ホ) 号

㉓名称 **〇〇木材株式会社**

㉔氏名 **代表取締役 〇〇〇〇**

㉕作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示
氏 名 電話番号

①国庫金 (記入例) **0123456789**

労働保険特別会計 **0847** 厚生労働省 **6118** ※令和 **06** 年度

労働保険料 〇〇〇〇〇〇〇〇
一般拠出金 〇〇〇〇〇〇〇〇
納付額(合計額) 〇〇〇〇〇〇〇〇

あて先 〒×××-××××
〇〇市〇〇 〇〇-〇

労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

電子申請を行う場合のアクセスコードです。
P.7の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④欄 「常時使用労働者数」

立木の伐採の事業に該当する場合は、令和5年度中の1日平均使用労働者数を記入してください。立木の伐採以外の林業は、令和5年度中の1ヶ月平均使用労働者数を記入してください。少数点以下の端数が生じた場合は切り捨てた数とし、0人となる場合は1人としてください。

〔確定〕

⑧欄 「保険料・一般拠出金算定基礎額」

⑩欄 「確定保険料・一般拠出金額」

一括有期事業報告書(立木の伐採の事業)から転記してください。

令和6年4月1日より林業の労災保険率が変わります	
令和5年度	令和6年度
60/1,000	52/1,000

〔概算〕

⑫欄 「保険料算定基礎額の見込額」

⑭欄 「概算保険料額」

令和5年度の実績に照らして見込額を算定してください。なお、不明の場合は、令和5年度の実績を参考としてください。また、令和6年度メリット制適用事業場においては、同封の「令和6年度労災保険率決定通知書」の料率で保険料を算定してください。

⑰欄 納付回数「1」または「3」

概算保険料額が20万円以上の場合は、3回に延納することができます。(20万円未満の場合は、延納できません。)

⑲欄 「法人番号」

「法人番号」欄が空欄の場合は記入してください。
※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。
※個人事業主の場合は、13桁すべてに「0」を記入してください。
※法人番号が誤っている場合は、訂正してください。

⑳欄 差引額

※不足の例 ⑱欄の金額より⑩(イ)欄の金額が多い場合

⑱欄 申告済概算保険料 50,000円	－	⑩(イ)欄 確定保険料額 50,520円	=	⑳欄 差引額 (ハ) 不足額 520円
---------------------------	---	----------------------------	---	---------------------------

※充当の例 P.22以降を参照してください。

㉔欄、㉕欄 「事業・事業主」

郵便番号、電話番号、事業場の住所・名称を記入してください。

今期納付額を記入

※内訳、納付額の金額の訂正はできません。(もし書き損じた場合は新しい領収済通知書(納付書)により納付してください。)
※額面300万円以上の小切手は、その小切手の支払い金融機関でないと納付できませんのでご注意ください。
(歳入納付に使用する証券の納付に関する制限第2条)
※金額の前に必ず「¥」記号を記入してください。

12 申告書の書き方

充当意思とは

充当とは、確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合に、今年度の概算保険料や一般拠出金の納付額にこの差引額を充てることをいい、充当意思とは、その意思を確認するものです。

充当には以下の3パターンがあります。

充当意思「1」	「労働保険料のみ充当」	→ 記入例1へ (P.23)
充当意思「2」	「一般拠出金のみ充当」	→ 記入例2へ (P.24)
充当意思「3」	「労働保険料及び一般拠出金に充当」	→ 記入例3へ (P.25)

「③充当意思」欄には「3」を記入していただくと労働保険料と一般拠出金の両方に充当できますので、事務手続きが簡便になる場合があります。

充当額の記入方法

- (1) 充当額については、
 - ① 「③充当意思」欄が「1」の場合は、労働保険料のみに充当します。
労働保険料に充当後、なお余りがある場合でも、余りは一般拠出金に充当されないため、7月10日までに一般拠出金分を納付する必要があります。
 - ② 「③充当意思」欄が「2」の場合は、一般拠出金のみに充当します。
一般拠出金に充当後、なお余りがある場合でも、余りは労働保険料に充当されないため、7月10日までに労働保険料分を納付する必要があります。
 - ③ 「③充当意思」欄が「3」の場合は、労働保険料及び一般拠出金に充当します。
充当後、なお余りがある場合は、今期の納付は必要ありません（申告書の提出は必要です）。
- (2) 一般拠出金に充当する場合は、「③充当意思」欄に「2」又は「3」を必ず記入してください。
- (3) 「⑰延納の申請」の納付回数が「3」で、「③充当意思」欄が「1」又は「3」の場合、第1期に充当後、なお余りがある場合には、第2期、第3期の順で充当となります。
- (4) 第1期から第3期の順に充当してもなお余りがある場合は、管轄の労働局に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。
なお、還付の請求手続については、P.26の「**記入例4 充当後還付額が出る場合**」を参照ください。

記入例 1 労働保険料のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

標準字体 0123456789

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。O・B欄への記入は上記の「標準字体」をお願いします。

⑮ 申告済概算保険料額 800,000円

⑩(イ) 確定保険料額 531,550円

⑳(イ) 充当額 268,450円

※各種区分 管轄(2) 751 業種 3501

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○-○ ○○労働局 tky13rlz 労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 区分 算定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料 (イ) 531,550円	1000分の(イ) 1000分の	531,550円
労災保険分 (ロ) 414,560円	1000分の(ロ) ***.***	531,550円
雇用保険分 (ホ) 414,560円	1000分の(ホ) ***.***	531,550円
一般拠出金 (ヘ) 414,560円	1000分の(ヘ) 0.02	829円

⑪ 区分 算定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料 (イ) 531,550円	1000分の(イ) 1000分の	531,550円
労災保険分 (ロ) 414,560円	1000分の(ロ) ***.***	531,550円
雇用保険分 (ホ) 414,560円	1000分の(ホ) ***.***	531,550円

⑮ 申告済概算保険料額 800,000円

⑯ 申告済概算保険料額 充当意思「1」を記入

⑳ 差引額 (イ) 充当額 268,450円 (ロ) 還付額

㉑ 第1期分 177,184円 (イ) 概算保険料額 (ロ) 労働保険料充当額 (ハ) 不足額 (ニ) 今期労働保険料 (ホ) 一般拠出金充当額 (ヘ) 一般拠出金額 (ト) 今期納付額

㉒ 第2期分 177,183円 (チ) 概算保険料額 (リ) 労働保険料充当額 (リ) 第2期納付額

㉓ 第3期分 177,183円 (ル) 概算保険料額 (リ) 労働保険料充当額 (ル) 第3期納付額

事業又は作業の種類 建築事業

加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

郵便番号 XXX-XXXX 電話番号 (XXX) XXX-XXXX

〔計算方法〕

⑭(イ) 531,550 ÷ 3 =

- 第1期分 ㉑(イ) 177,184円 ← ※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。
- 第2期分 ㉑(チ) 177,183円
- 第3期分 ㉑(ル) 177,183円 (余りは必ず1円または2円となります)

○第1期の保険料に全て充当し、なお余りがある場合は、原則第2期、第3期に順次残額を充当します。

〔今期納付額の計算〕

第1期 ㉑(イ) 177,184円 - ㉑(ロ) 177,184円 + ㉑(ヘ) 829円 = 今期納付額 ㉑(ト) 829円

第2期 ㉑(チ) 177,183円 - ㉑(リ) 91,266円 = 第2期納付額 ㉑(ヌ) 85,917円

記入例2 一般拠出金のみ充当した場合の例

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 **継続事業** (一括有期事業を含む。)

31759 石綿健康被害救済法 **一般拠出金**

令和6年 6月 14日

あて先 〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○-○ ○○労働局 tky13r lz 労働保険特別会計歳入徴収官殿

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力徴定コード

①労働保険番号 XX101600101-000

②増加年月日(元号:令和は9) ③事業廃止等年月日(元号:令和は9) ※事業廃止等理由

④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ※保険関係 ※月別保険理由コード

⑦区分 算定期間 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

区分	⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	1000分の(イ)	1000分の(イ)	531550円
労災保険分	41456千円	1000分の(ロ) ***.***	531550円
雇用保険分	41456千円	1000分の(ホ) ***.***	829円

⑪区分 算定期間 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで

区分	⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	1000分の(イ)	1000分の(イ)	531550円
労災保険分	41456千円	1000分の(ロ)	531550円
雇用保険分	41456千円	1000分の(ホ)	829円

⑮事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑯事業主の電話番号(変更のある場合記入)

⑰延納の申請 納付回数 3

⑱申告済概算保険料額 800,000円

⑲申告済概算保険料額

⑳差引額 (イ) 充当額 829円 (ロ) 還付額 267,621円

㉑今期納付額 (イ) 177,184円 (ロ) 0円 (ハ) 0円 (ニ) 177,184円 (ホ) 829円 (ヘ) 0円 (ト) 177,184円

㉒事業又は作業の種類 **建築事業**

㉓事業廃止等理由

㉔加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

㉕特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉖郵便番号 XXX-XXXX ㉗電話番号 (XXX) XXX-XXXX

⑳(イ) 充当額 829円 ㉑(ロ) 還付額 267,621円

【計算方法】

⑭(イ) 531,550 ÷ 3 =

- 第1期分 ㉑(イ) 177,184円
- 第2期分 ㉑(チ) 177,183円
- 第3期分 ㉑(ル) 177,183円

※余りが生じた場合は、必ず第1期分に加算してください。(余りは必ず1円または2円となります)

【今期納付額の計算】

第1期 ㉑(イ) 177,184円 - ㉑(ロ) 0円 + ㉑(ハ) 0円 = 今期納付額 ㉑(ト) 177,184円

第2期 ㉑(チ) 177,183円 - ㉑(リ) 0円 = 第2期納付額 ㉑(ヌ) 177,183円

還付額が出た場合、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

記入例 4 充当後還付額が出る場合

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業 (一括有期事業を含む)

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

第3号「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR検査の記入は上記の「標準字体」をお願いします。

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力徴定コード

① 労働保険番号 XX101600101-000

② 増加年月日(元号：令和は9) ③ 事業廃止等年月日(元号：令和は9)

④ 常時使用労働者数 ⑤ 雇用保険被保険者数

⑦ 区分 算定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

労働保険料	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	41456	1000分の	531550
労災保険分	41456	1000分の	531550
雇用保険分	41456	1000分の	531550
一般拠出金	41456	0.02	829

⑪ 区分 算定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

労働保険料	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険率	⑭ 概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	41456	1000分の	531550
労災保険分	41456	1000分の	531550
雇用保険分	41456	1000分の	531550

⑮ 申告済概算保険料額 1,500,000

⑯ 申告済概算保険料額

⑰ 増加概算保険料額

⑱ 差引額

(イ) 充当額	(ロ) 不足額	⑳ 充当意思
532379	3	3
(ロ) 還付額		
436071		

㉑ 第1期初回は 531550円

㉒ 第2期 ㉓ 第3期

㉔ 加入している ㉕ 労働保険 ㉖ 労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険

㉗ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない

㉘ 郵便番号 XXX-XXXX ㉙ 電話番号 (XXX) XXX-XXXX

㉚ 事業又は作業の種類 建築事業

㉛ 保険関係成立年月日

㉜ 事業廃止等理由

(注1) 行補による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。

(注2) (注1) 行補による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労災保険適用事業主から徴収する一般拠出金は延納できません。

還付額が出た場合、管轄の労働局・労働基準監督署に「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出し、還付の請求を行ってください。

(納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出することはできません。)
管轄の労働局・労働基準監督署へご提出いただきますようお願いいたします。

記入例7 事業を廃止した場合の例

次のような場合には確定申告が必要となります。

- ①令和5年度中に事業廃止した場合
 - ②労働保険事務組合へ事務を委託した場合
 - ③元請工事を行わない場合
 - ④元請・下請の労働者を使つての工事を行わない場合
- なお、事業場の労働者が0人であっても、元請工事を行う場合には、廃止の申告はできません。

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)(1)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書 継続事業 (一括有期事業を含む。)

標準字体 0123456789

第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力微定コード

提出用 令和6年 6月 14日

※各種区分 管轄(2) 保険関係等 業種 産業分類 751 3501

〒XXX-XXXX ○○市○○ ○-○-○ ○○労働局 tky13rlz

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦区分 算定期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

⑧保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨保険料一般拠出率	⑩確定保険料・一般拠出金額(⑧×⑨)
労働保険料	1000分の	531550
労働保険料	1000分の	531550
雇用保険分	1000分の	
一般拠出金	1000分の	829

⑪区分 算定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

⑫保険料算定基礎額の見込額	⑬保険料率	⑭概算・増加概算保険料額(⑫×⑬)
労働保険料	1000分の	
労働保険料	1000分の	
雇用保険分	1000分の	

記入しないでください

⑮申告済概算保険料額 800,000 円

⑯申告済概算保険料額

⑰延納の申請 納付回数

⑱差引額

⑲(イ) 充当額	⑲(ロ) 還付額
829 円	267,621 円

〔計算方法〕

⑱(イ) 申告済概算保険料額 800,000円 - ⑩(イ) 確定保険料額 531,550円 = ⑲(イ) 差額 268,450円

⑳(イ) 差額 268,450円 - ㉑(イ) 一般拠出金 829円 = ㉒(イ) 還付額 267,621円

㉓(イ) 建築事業

㉔(イ) 事業廃止等理由

③欄の事業廃止等年月日は必ず記入してください

納付する保険料がない場合は申告書を金融機関・郵便局へ提出する事はできません。管轄の労働局・労働基準監督署へご提出いただきますようお願いいたします。

欄のいずれかに必ず○をつけてください

※確定保険料算出の結果、不足が生じた場合は不足額を納付してください。

※還付額が生じた場合は、「記入例4 充当後還付額が出る場合」を参照してください。

一般拠出金へ充当する場合には、更に以下の計算となります。

$$\text{差額} - \text{一般拠出金} = \text{還付額}$$

$$268,450\text{円} - 829\text{円} = 267,621\text{円}$$

○昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象にはなりません。詳しくは、都道府県労働局にお問い合わせください。

注意事項

「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率について

令和5年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」※の元請工事がある場合は、下記にご注意ください。

※ 平成30年4月以降の業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」に係る労務費率及び労災保険率に誤りがありました。令和3年2月に修正した労務費率及び労災保険率は下記のとおりですが、平成30年4月から令和3年1月までに労災保険の保険関係が成立した事業等に係る総括表の記載方法等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

事業の種類【水力発電施設、ずい道等新設事業】

(修正前) (修正後)

労務費率： 19% → 18%

労災保険率： 62/1,000 → 64/1,000

なお、令和3年4月から令和6年3月までの労務費率は「19%」、労災保険率は「1,000分の62」のままで変更はありません。

労働保険等

年度一括有期事業総括表（建設の事業）

事業主控

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号		枝 番 号		一括有期事業報告書 枚添付	
業種番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	労務費率	賃金総額	保険料率		保 険 料 額		
			円		千円	基準料率 1000分の	引付料率 1000分の	円		
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成27年3月31日以前のもの		18		89				
		平成30年3月31日以前のもの		19		79				
		平成30年4月1日以降のもの								
32	道路新設事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16				
		平成30年3月31日以前のもの		19		11				
		平成30年4月1日以降のもの								
33	舗装工事									
34	鉄道又は軌道新設事業									
35	建築事業									
		平成27年3月31日以前のもの		22						

業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の事業開始時期が平成30年4月1日以降のものについては、「労務費率」及び「基準料率」の欄が空欄となっております。
記載方法等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

令和5年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合の注意事項を、厚生労働省ホームページに掲載しています。ご確認ください。

ご不明な点があれば、管轄の都道府県労働局にお問い合わせください。

(下記のURLもしくは「年度更新に係るお知らせ」で検索してください。)

<URL>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/roudouhoken21/index.html



13 還付請求を行う場合について

◎ 還付金の請求について

記入例4のように概算保険料および一般拠出金への充当後に還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を提出してください。

◎ 「労働保険料・一般拠出金還付請求書」の取得方法について

- ① 次のページの様子を切り離して使用できます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ② 厚生労働省HP(「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」)で検索してください。からダウンロードできます。(事業主控が必要な場合はコピーをご用意ください。)
- ③ 労働局又は最寄りの労働基準監督署にあります。
なお、郵便にて請求される場合は、返信用の封筒(切手貼付)を同封の上、「労働保険料・一般拠出金還付請求書が必要」である旨を記載し、送付してください。



記入例

還付金を振込む金融機関名(金融機関名は省略しないで正確に)及び支店名を記入してください。また、ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合も、この欄に記入してください。なお、ネット銀行の一部については振込ができません。

郵便局での受取りを希望する場合は、こちらの欄に記入してください。(指定できない郵便局もあります。)

口座の種別・口座の番号を記入してください。
※口座種別の記入誤りにご注意ください。

ゆうちょ銀行への振り込みを希望する場合は、5桁の「記号」-8桁の「番号」をこちらの欄にご記入ください。

年度更新の場合は「1」を、事業終了の場合は「2」をご記入ください。

様式第8号(第36条関係) 労働保険 労働保険料 還付請求書 石綿健康被害救済法 一般拠出金

還付金の種別: 労働保険料・一般拠出金

種別: 31751 労働保険番号: XX101600101-000

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関(金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称: ○○銀行 支店名称: ××支店

郵便局名称: 区・市・郡

② 還付請求額 (注意)各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

労働保険料等への充当額内訳

労働保険料等の種別	充当額
6年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	829円
7年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
8年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
9年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	
10年度、概算、確定、追徴金、延滞金、一般拠出金	

上記のとおり還付を請求します
6年6月14日

事業主: 株式会社○○工務店 代表取締役 ○○○○

還付理由: 1. 年度更新 (1) 2. 事業終了 (2) 3. その他(算調等) (3)

還付金発生年度(元号:令和は9) ※指定年度

9-06

作成年月日・提出代理人・事務代理者の表示: 氏名 電話番号

社会保険 労働士 記載欄

電話○○-△△-XXXX 担当:○×

この欄は記入しないでください。

口座名義人欄には必ず通帳等に表記されているカタカナでフリガナを記入してください。

還付請求書を提出する年度を、元号「9」を付けて記入ください。

『事業主』欄と連絡先が異なる場合は、ここに連絡先・電話番号をご記入ください。

種別

3 1 7 5 1

労働保険番号

都道府県 所管管轄(1) 基幹番号 枝番号

※修正項目番号 ※漢字修正項目番号

① 還付金の払渡しを受けることを希望する金融機関 (金融機関のない場合は郵便局)

金融機関名称 (漢字) 略称を使用せず正式な金融機関名を記入して下さい
種別 1.普通 (項1) 2.当座 (項2) 3.通知 (項3) 4.別段
口座番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい (項4)
支店名称 (漢字) 略称を使用せず正式な支店名を記入して下さい
ゆうちょ銀行記号番号 記号 番号 ※右詰で空白は0を記入して下さい (項4)
※金融機関コード (項5) ※支店コード (項6) フリガナ 口座名義人

郵便局名称 (漢字) 略称を使用せず正式名称で〇〇郵便局まで記入して下さい (項7)
区・市・郡 (漢字) (項8)

② 還付請求額 (注意) 各欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

(ア) 納付した概算保険料の額又は納付した確定保険料の額 (項9) 円
(イ) 確定保険料の額又は改定確定保険料の額 (項10) 円
(ウ) 差額 (項11) 円
(エ) 労働保険料等・一般拠出金への充当額 (詳細は以下③)
(オ) 労働保険料等に充当 (項12) 円
(カ) 一般拠出金に充当 (項13) 円
(キ) 労働保険料還付請求額 (ウ) - (オ) - (カ) (項14) 円
(ク) 納付した一般拠出金 (項15) 円
(ケ) 改定した一般拠出金 (項16) 円
(コ) 差額 (項17) 円
(サ) 一般拠出金・労働保険料等への充当額 (詳細は以下③)
(シ) 一般拠出金に充当 (項18) 円
(ス) 労働保険料等に充当 (項19) 円
(セ) 一般拠出金還付請求額 (コ) - (シ) - (ス) (項20) 円

③ 労働保険料等への充当額内訳

Table with 3 columns: 充当先事業の労働保険番号, 労働保険料等の種別, 充当額

上記のとおり還付を請求します。 (郵便番号 住所) 電話 (番)
年 月 日 事業主 氏名

官署支出官厚生労働省労働基準局長 殿
労働局労働保険特別会計資金前渡官吏 殿
(法人のときは、その名称及び代表者の氏名)

※修正項目 (英数・カナ) 還付理由 1.年度更新 (項21) 2.事業終了 3.その他(算調等)
元号 年 月 日 (項22) (項23)

※修正項目 (漢字)

Table with 6 columns: 歳入徴収官, 部長, 課室長, 補佐, 係長, 係

Table with 3 columns: 社会保険 労務士 記載欄, 氏名, 電話番号

【注意】
1. ①欄について、ゆうちょ銀行を指定した場合、「ゆうちょ銀行記号番号」を記入すること。
また、ゆうちょ銀行以外を指定した場合、「種別」、「口座番号」を記入すること。
2. 還付金の種別欄及び③欄については、事項を選択する場合には該当事項で○で囲むこと。
3. 社会保険労務士記載欄は、この届書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

(この欄には記入しないで下さい)

(注意事項)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律第41条第1項及び石綿による健康被害の救済に関する法律第38条第1項において、保険料及び一般拠出金の還付を受ける権利は、行使することができる時から2年を経過したときは時効によって消滅する旨規定されております。

したがって、事業主のみなさまにおかれましては、本請求書をできる限り早めに作成していただき、所轄都道府県労働局あてご提出いただきますようお願いいたします。

なお、行使することができる時から2年を経過した後に、本請求書をご提出いただいた場合は、還付を受けることはできませんのでご注意ください。

ご不明な点等がございましたら、所轄都道府県労働局までお問い合わせください。

14 口座振替を利用している場合について

※口座振替を利用している事業場の申告書について

口座振替を利用している方への申告書には、以下のように印字されています。

この申告書は金融機関（銀行、郵便局等）で受付することができませんので、管轄の労働局、労働基準監督署又は社会保険・労働保険徴収事務センターに持参するか郵送してください。

口座振替を利用している場合は、領収済通知書を用いて金融機関に納付することができませんのでご注意ください。

なお、前年度中に事業廃止となった事業場は、口座振替の対象とはなりません。したがって、保険料等追加納付額が発生する場合には納付書による納付が必要になります。詳しくは都道府県労働局または、労働基準監督署にお問い合わせください。

※労働保険の主な事業廃止事由

- ①事業場を廃止する場合/②元請工事を行わなくなった場合/③労働保険の事務組合へ事務を委託した場合

様式第6号（第24条、第25条、第29条関係）（甲）（1）
●金融機関で受付できません。管轄の労働局等にご提出ください。

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金

標準字体 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
 第3片「記入に当たっての注意事項」をよく読んでから記入して下さい。
 OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。

継続事業 (一括有期事業を含む)
 口座振替

提出用
 令和6年 月 日
 あて先 〒

※各種区分
 管轄(2) 保険関係等 業 種 産業分類

種別 3 2 7 0 1 ※修正項目番号 ※入力徴定コード
 ① 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号
 労働保険番号 ××101××××××××-000

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789
 ※取扱庁名 ※取扱庁番号 徴収勘定 保険料収入及び一般拠入金収入
 30840 労働保険特別会計 0847 厚生労働省 所 管 6118 ※令和 06 年度
 翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※CD ※証券受領
 全部 一部

※会計年度(元号：令和は9) ※徴定年度(元号：令和は9) ※収納年月日(元号：令和は9)
 元号 年度 元号 年度 元号 年 月 日

※納付区分 ※収納機関 ※認決して区分 ※徴定 ※データ指示コード
 項5 項6 項7 項8 項13

※内証券受領

納付の目的
 1. 令和 年度 期 (全期又は1期)
 2. 令和 年度 確定

(住所) 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
 東京都
 〇〇区〇〇〇
 〇丁目〇番地〇〇
 (氏名) 株式会社
 〇〇興業

内 労働保険料
 一 一般拠出金
 納付額(合計額) 円
 あて先 〒
 殿

【口座振替のお知らせ】
 口座振替を申込みいただいておりますので、この申告書は金融機関で受付できません。7月10日までに管轄労働局等に提出下さい。全期・第1期口座振替日は、9月6日です。
 ※7月10日、9月6日が土・日・祝日の場合には、翌営業日となります。

この書面は、機械処理されますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

【口座振替に関するQA】

- Q. 現在、口座振替を利用していますが、口座振替の申込み手続きは毎年必要でしょうか。
- A. すでに口座振替を利用していれば、毎年申込み手続きは必要ありません。口座振替日に引き落としが行われるよう、年度更新手続期間内に申告書のご提出を頂きますようよろしくお願ひします。

15 法人番号の記入について

「法人番号欄」(㉓欄)が空欄の場合、法人の行う事業については、**国税庁から通知された13桁の法人番号を記入してください**(商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」を記入しないようご注意ください。)

法人番号には行政運営を効率化し、国民の利便性を高めるなどの役割がありますので、**必ず法人番号を記入してください**。

◎記入にあたっての注意事項

法人番号は支店や営業所ごとには指定されませんので、支店や営業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。

なお、個人事業主の行う事業については、法人番号欄の13桁全てに「0」を記入してください(**個人番号の記入はしないでください**)。

また、前年度までにご登録いただいている場合は法人番号欄に印字されていますが、訂正する場合は「年度更新よくある質問」(P.45)のQ6をご参照の上、訂正してください。

法人番号の役割

行政の効率化

法人その他の団体に関する情報管理の効率化を図り、法人情報の授受、照合にかかるコストを削減し、行政運営の効率化を図る。

国民の利便性の向上

行政機関間での情報連携を図り、添付書類の削減など、各種申請等の手続を簡素化することで、申請者側の事務負担を軽減する。

公平・公正な社会の実現

法人その他の団体に関する情報の共有により、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持を可能とする。

新たな価値の創出

法人番号特有の目的として、法人番号の利用範囲に制限がないことから、番号を活用した新たな価値の創出が期待される。

記入例

(法人の場合)

(個人事業主の場合)

16 平成27年3月31日以前に開始した工事の取扱い

請負金額は、平成27年3月31日以前に開始した工事については消費税を含めた額を記入してください。また、労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、消費税等に係る暫定措置が適用されます。

そのため、一括有期事業報告書（建設の事業）の作成にあたり、P.14の2の「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間の「③請負金額」欄の「計（小計）」については、2段に分割し、上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額。）を記入してください。

【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される (請負金額に108分の105を乗じる)
③工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	消費税を除く	適用されない

○ 計算方法の例

- ①事業の期間：平成25年9月1日～令和5年4月30日、請負金額8,610,000円（うち消費税額410,000円）、事業の種類が38の場合
 $8,610,000円（消費税込み） \times 22\%（労務費率） = 1,894,200円（賃金総額）$
- ②事業の期間：平成26年12月1日～令和5年5月29日、請負金額5,400,000円（うち消費税額400,000円）、事業の種類が38の場合
 $5,400,000円（消費税込み） \times 105 / 108 = 5,250,000円（消費税等に係る暫定措置適用後の請負金額）$
 $5,250,000円（消費税等に係る暫定措置適用後の請負金額） \times 22\%（労務費率） = 1,155,000円（賃金総額）$
- ③事業の期間：平成30年4月10日～令和6年3月15日、請負金額23,760,000円（うち消費税額1,760,000円）、事業の種類が38の場合
 $22,000,000円（消費税抜き） \times 23\%（労務費率） = 5,060,000円（賃金総額）$

17

事業の種類・労務費率・保険料率一覧表

業種 番号	事業の種類	工事開始日が 平成24年4月1日～ 平成27年3月31日 のもの		工事開始日が 平成27年4月1日～ 平成30年3月31日 のもの		工事開始日が 平成30年4月1日～ 令和6年3月31日 のもの		工事開始日が 令和6年4月1日～ のもの	
		労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率	労務費率	保険料率
31	水力発電施設 ずい道等新設事業	18%	1,000分の 89	19%	1,000分の 79	18% 19%	1,000分の 64 62	19%	1,000分の 34
32	道路新設事業	20	16	20	11	19	11	19	11
33	舗装工事業	18	10	18	9	17	9	17	9
34	鉄道又は軌道新設事業	23	17	25	9.5	24	9	19	9
35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21	13	23	11	23	9.5	23	9.5
38	既設建築物設備工事業	22	15	23	15	23	12	23	12
36	機械装 置の組立 て又は据 付けの事 業	組立て又は取付 けに関するもの	7.5	40	6.5	38	6.5	38	6
		その他のもの		21		21			
37	その他の建設事業	23	19	24	17	24	15	23	15

※ 詳細はP.30をご確認ください。

18 労災保険率適用事業細目表

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	3101 水力発電施設新設事業 3102 高えん堤新設事業 3103 隧道新設事業
	32	道路新設事業	3201 道路の新設に関する建設事業及びこれに附帯して行われる事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	33	舗装工事業	3301 道路、広場、プラットホーム等のは装事業 3302 砂利散布の事業 3303 広場の展圧又は芝張りの事業
	34	鉄道又は軌道新 設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3401 開さく式地下鉄道の新設に関する建設事業 3402 その他の鉄道又は軌道の新設に関する建設事業 (3103) 隧道新設事業及び (35) 建築事業を除く。
	35	建築事業 ((38) 既設建築 物設備工事業を 除く。)	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業（建設工事中用機械以外 の機械の組立て又は据付けの事業を除く。） 3501 鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの家屋の建 設事業（ (3103) 隧道新設事業の態様をもって行われるものを除く。） 3502 木造、れんが造り、石造り、ブロック造り等の家屋の建設事業 3503 橋りょう建設事業 イ 一般橋りょうの建設事業 ロ 道路又は鉄道の鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コンクリート造りの 高架橋の建設事業 ハ 跨線道路橋の建設事業 ニ さん橋の建設事業 3504 建築物の新設に伴う設備工事業（ (3507) 建築物の新設に伴う 電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。） イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3507 建築物の新設に伴う電気の設備工事業 3508 送電線路又は配電線路の建設（埋設を除く。）の事業 3505 工作物の解体（一部分を解体するもの又は当該工作物に使用され ている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに 限る。）、移動、取りはずし又は撤去の事業 3506 その他の建築事業 イ 野球場、競技場等の鉄骨造り又は鉄骨鉄筋若しくは鉄筋コ ンクリート造りのスタンドの建設事業 ロ たい雪覆い、雪止め柵、落石覆い、落石防止柵等の建設事業 ハ 鉄塔又は跨線橋（跨線道路橋を除く。）の建設事業 ニ 煙突、煙道、風洞等の建設事業（ (3103) 隧道新設事業の態 様をもって行われるものを除く。） ホ やぐら、鳥居、広告塔、タンク等の建設事業 ヘ 門、塀、柵、庭園等の建設事業

事業の種類 の分類	事業の種類 の番号	事業の種類	事業の種類 の細目
建設事業	35	建築事業 ((38) 既設建築物設備工事業を除く。)	3506 その他の建築事業 ト 炉の建設事業 チ 通信線路又は鉄管の建設 (埋設を除く。) の事業 リ 信号機の建設事業 ヌ その他の各種建築事業
	38	既設建築物設備工事業	3801 既設建築物の内部において主として行われる次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 (建設工事用機械以外の機械の組立て又は据付けの事業、(3802) 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業及び (3715) さく井事業を除く。) イ 電話の設備工事業 ロ 給水、給湯等の設備工事業 ハ 衛生、消火等の設備工事業 ニ 暖房、冷房、換気、乾燥、温湿度調整等の設備工事業 ホ 工作物の塗装工事業 ヘ その他の設備工事業 3802 既設建築物の内部において主として行われる電気の設備工事業 3803 既設建築物における建具の取付け、床張りその他の内装工事業
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 ※「その他のもの」に係る労務費率は基礎台の建設についてのみ適用	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3601 各種機械装置の組立て又は据付けの事業 3602 索道建設事業
	37	その他の建設事業	次に掲げる事業及びこれに附帯して行われる事業 3701 えん堤の建設事業 ((3102) 高えん堤新設事業を除く。) 3702 隧道の改修、復旧若しくは維持の事業又は推進工法による管の埋設の事業 ((3103) 内面巻替えの事業を除く。) 3703 道路の改修、復旧又は維持の事業 3704 鉄道又は軌道の改修、復旧又は維持の事業 3705 河川又はその附属物の改修、復旧又は維持の事業 3706 運河若しくは水路又はこれらの附属物の建設事業 3707 貯水池、鉍毒沈澱池、プール等の建設事業 3708 水門、樋門等の建設事業 3709 砂防設備 (植林のみによるものを除く。) の建設事業 3710 海岸又は港湾における防波堤、岸壁、船だまり場等の建設事業 3711 湖沼、河川又は海面の浚渫、干拓又は埋立ての事業 3712 開墾、耕地整理又は敷地若しくは広場の造成の事業 (一貫して行う (3719) 造園の事業を含む。) 3719 造園の事業 3713 地下に構築する各種タンクの建設事業 3714 鉄管、コンクリート管、ケーブル、鋼材等の埋設の事業 3715 さく井事業 3716 工作物の解体事業 3717 沈没物の引揚げ事業 3718 その他の各種建設事業 (33) ほ装工事業及び (3505) 工作物の解体 (一部分を解体するもの又は当該工作物に使用されている資材の大部分を再度使用することを前提に解体するものに限る。)、移動、取りはずし又は撤去の事業を除く。

19 一般拠出金の申告・納付について

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」の規定に基づき、事業主の皆様にご負担いただくものです。

徴収された一般拠出金は、国からの交付金、地方公共団体からの交付金、特別事業主（アスベストの製造、販売を行ってきた事業主）からの特別拠出金と併せて、石綿（アスベスト）健康被害者（労災補償の対象にならない方）の救済費用に充てられます。

(1) 対象

アスベストはすべての産業において、その基盤となる施設、設備、機材等に幅広く使用されてきました。そのため、すべての労災保険適用事業主に一般拠出金を負担していただくこととしております。

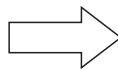
※特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は、申告・納付の対象外です。

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（一般拠出金の徴収及び納付義務）
第35条 厚生労働大臣は、救済給付の支給に要する費用に充てるため、労災保険の保険関係が成立している事業の事業主（徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該元請負人。以下「労災保険適用事業主」という。）から、毎年度、一般拠出金を徴収する。
2 労災保険適用事業主は、一般拠出金を納付する義務を負う。

(2) 納付方法（納付時期）

労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定のみの手続きとなります。延納（分割納付）はできません。

- ①労働保険の年度更新手続き
- ②事業終了（廃止）



労働保険の確定保険料の申告に併せて申告・納付します。

(3) 料率

一般拠出金率は業種を問わず、一律1,000分の0.02です。労災保険のメリット対象事業場であっても、一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増、割引）はありません。

(4) 算定方法

事業主が労働者に支払った賃金総額（千円未満は切り捨て）× 一般拠出金率（1,000分の0.02）

厚生労働省から独立行政法人環境再生保全機構へ交付された一般拠出金は、機構内に設けられた石綿健康被害救済基金に収納されます。

そして、機構が石綿による中皮腫等を発症している方及び上記法律の施行前にこれらの疾病により死亡した方のご遺族（労災補償等の対象とならない方に限る）に対して、同基金から医療費等の支給を行います。

- 救済に関するお問い合わせ先（ホームページ）は以下のとおりです。

・独立行政法人
環境再生保全機構
<https://www.erca.go.jp/>



・環境省
地方環境事務所
<https://www.env.go.jp/region/>



20 その他の注意事項

① 事業の廃止又は元請工事を行わない場合等について

事業を廃止する場合又は今後元請工事を行う予定がない場合は、保険関係の消滅の手続を行ってください。手続は、「確定保険料・一般拠出金申告書」を管轄の労働局又は労働基準監督署へ提出し、保険料の精算と一般拠出金の申告等を行うことで完了します。（申告方法はP.29をご参照ください。）

- (例) ①事業廃止した場合
②労働保険事務組合へ事務処理を委託した場合
③元請工事を行わない場合
④元請・下請の労働者を使っての工事を行わない場合

② 建設業の事務所の労災保険について

事務員（現場以外での業務に従事する者を含む。）を雇用している場合は、一括有期事業の労災保険とは別に「事務所」として管轄の労働基準監督署で労災保険の成立手続が必要になります。

③ 一括されない有期事業（単独有期事業）

一括の要件に該当しない建設事業又は立木の伐採の事業は、一工事現場又は一作業現場ごとに一つの事業として、その事業が開始されるごとに労災保険の成立手続をすることとなります。

具体的な手続としては、事業開始から10日以内にその事業を管轄する労働基準監督署に「保険関係成立届」を提出し、20日以内に「概算保険料申告書（有期事業）」を金融機関又は管轄の労働基準監督署・労働局に申告・納付をすることとなります。

その事業が終了したときは、50日以内に「確定保険料・一般拠出金申告書（有期事業）」を提出し、すでに申告・納付してあった概算保険料を精算する必要があります。

④ 機械装置の範囲

労災保険料の算定にあたって、請負代金から控除することができる、「機械装置の組立て又は据付けの事業」（業種番号36）における機械装置の範囲については、下記のとおり具体例が示されています。

- | | | |
|---------------|-----------------|--------------------------------|
| 1. 湿式排煙脱硫装置 | 6. 抄紙機（改造） | 12. エレベーター |
| 2. 火力発電所ボイラー | 7. 連続鑄造機 | 13. エスカレーター |
| 3. 原子炉 | 8. 発泡ポリスチレンプラント | 14. 石油精製、石油化学プラント |
| 4. ゴミ焼却装置 | 9. 電気集塵装置 | 15. 水力発電設備 |
| 5. 原子力発電所タービン | 10. ガス発生装置 | 16. 索道（ロープウェイ、
ゴンドラリフト、リフト） |
| | 11. 水処理設備 | |

⑤ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類（業種）等を変更した場合について

事業主の氏名(法人の名称)、事業主の住所(本店所在地)、事業の名称、所在地、事業の種類(業種)等に変更があった場合は、「名称、所在地等変更届(様式第2号)」を管轄の労働基準監督署に提出してください。なお、法人の代表者のみの変更の場合は手続は不要です。

なお、事務所所在地の変更により、管轄の労働基準監督署が変わる場合は、変更後の所在地を管轄する労働基準監督署に提出してください。

◎記入にあたっての注意事項

必ず「労働保険番号」、「変更年月日」、変更箇所(変更前と変更後)変更理由の記入をお願いします。(変更のない部分については記入不要です。)

所在地変更に伴い電話番号が変わる場合は、「名称・氏名」の中の電話番号欄を記入してください。複数の労働保険番号を有する事業主は、労働保険番号ごとに作成してください。

◎その他注意事項

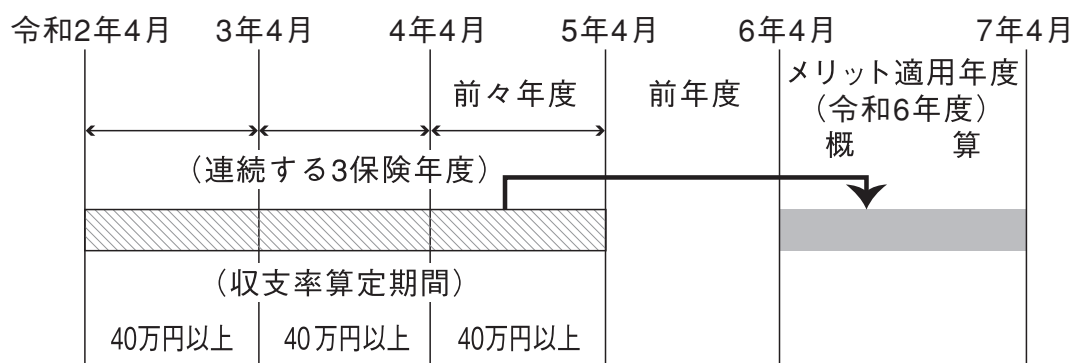
提出時に変更内容が確認できる資料(賃貸契約書写し等)を確認させていただくことがあります。また、雇用保険適用事業所は、ハローワークへ別途「雇用保険事業主事業所各種変更届」の提出が必要です。(詳しくはハローワークへお問い合わせください。)

「名称、所在地等変更届」については、ダウンロード様式はありません。最寄りの労働局等で入手してください。

21 労災保険のメリット制について

メリット制は、事業主の保険料負担の公平を図るために、個々の事業場の労働災害の多寡に応じて事業の種類ごとに定められた労災保険率を、一定の範囲内で引き上げたり、引き下げたりする制度です。

一括有期事業については、保険関係成立後3年以上（3月31日現在）経過し、過去3保険年度連続して、確定保険料の額が**40万円以上**の事業にメリット制が適用されます。



昨年度、メリット制が適用されていた事業場については、「一括有期事業総括表」の「保険料率」の「メリット料率」欄に、**昨年度送付した「令和5年度労災保険率決定通知書」**に記載されているメリット料率を記入し、労災保険料を算出してください。

令和6年度も引き続きメリット制の適用となっている事業場については、「**令和6年度労災保険率決定通知書**」が同封されていますので、該当する「事業の種類」の「改定労災保険率（メリット料率）」により、概算保険料額を算出してください。次のページに「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を掲載していますので、ご活用ください。

令和6年度の概算保険料からメリット制の非適用となる事業場については、基準となる労災保険率（事業の種類ごとに定められた労災保険率）により、労災保険料を算出してください。


※ 令和5年度中に終了した業種番号31「水力発電施設、ずい道等新設事業」の元請工事がある場合は、P.30をご確認ください。

一括有期事業「スリット」制適用事業場に対する労災保険率表

		基準率										5%増 1,000分の	10%増 1,000分の	15%増 1,000分の	20%増 1,000分の	25%増 1,000分の	30%増 1,000分の	35%増 1,000分の	40%増 1,000分の
		40%減 1,000分の	35%減 1,000分の	30%減 1,000分の	25%減 1,000分の	20%減 1,000分の	15%減 1,000分の	10%減 1,000分の	5%減 1,000分の	基準率 1,000分の									
31	水力発電施設、 ずい道等新設事業	平成30年4月1日 以降のもの ①(※)	38.64	41.81	44.98	48.15	51.32	54.49	57.66	60.83	64	67.17	70.34	73.51	76.68	79.85	83.02	86.19	89.36
		平成30年4月1日 以降のもの ②(※)	37.44	40.51	43.58	46.65	49.72	52.79	55.86	58.93	62	65.07	68.14	71.21	74.28	77.35	80.42	83.49	86.56
32	道路新設事業	令和6年4月1日 以降のもの	20.64	22.31	23.98	25.65	27.32	28.99	30.66	32.33	34	35.67	37.34	39.01	40.68	42.35	44.02	45.69	47.36
		平成30年4月1日 以降のもの	6.84	7.36	7.88	8.4	8.92	9.44	9.96	10.48	11	11.52	12.04	12.56	13.08	13.6	14.12	14.64	15.16
33	舗装工事	平成30年4月1日 以降のもの	5.64	6.06	6.48	6.9	7.32	7.74	8.16	8.58	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.1	11.52	11.94	12.36
		平成30年4月1日 以降のもの	5.64	6.06	6.48	6.9	7.32	7.74	8.16	8.58	9	9.42	9.84	10.26	10.68	11.1	11.52	11.94	12.36
34	鉄道又は 軌道新設事業	平成30年4月1日 以降のもの	5.94	6.385	6.83	7.275	7.72	8.165	8.61	9.055	9.5	9.945	10.39	10.835	11.28	11.725	12.17	12.615	13.06
		平成30年4月1日 以降のもの	7.44	8.01	8.58	9.15	9.72	10.29	10.86	11.43	12	12.57	13.14	13.71	14.28	14.85	15.42	15.99	16.56
35	建設事業	平成30年4月1日 以降のもの	4.14	4.435	4.73	5.025	5.32	5.615	5.91	6.205	6.5	6.795	7.09	7.385	7.68	7.975	8.27	8.565	8.86
		令和6年4月1日 以降のもの	3.84	4.11	4.38	4.65	4.92	5.19	5.46	5.73	6	6.27	6.54	6.81	7.08	7.35	7.62	7.89	8.16
36	既設建築物 設備工事	平成30年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76
		令和6年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76
37	機械装置の組立て 又は据付けの事業	平成30年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76
		令和6年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76
38	その他の建設事業	平成30年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76
		令和6年4月1日 以降のもの	9.24	9.96	10.68	11.4	12.12	12.84	13.56	14.28	15	15.72	16.44	17.16	17.88	18.6	19.32	20.04	20.76

※労務費率 18%、労災保険率 64/1,000 を使用する場合は①を、労務費率 19%、労災保険率 62/1,000 を使用する場合は②を使用してください（詳細についてはP.30をご確認ください）。

22 年度更新よくある質問

- Q1. 年度更新に必要な様式はホームページからダウンロードできますか？
- A. 一部の様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。それ以外の様式は電子申請をご利用いただくか、最寄りの労働基準監督署又は労働局で入手してください。
(下記URL又は「主要様式ダウンロードコーナー(労働保険適用・徴収関係主要様式)」で検索してください。)
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html
- 
- Q2. 保険料(一般拠出金)の計算をしたら小数点以下が発生しました。切り捨てですか、切り上げですか？
- A. 切り捨てになります。
- Q3. 令和6年度概算保険料だけでは20万円に満たないのですが、令和5年度確定保険料の不足額と合計すると20万円以上となります。この場合、延納はできますか？
- A. 延納することはできません。(概算保険料のみで20万円以上の場合が延納可能となります。)
- Q4. 事業場の所在地を移転[事業場の名称を変更]しましたが、申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄には新旧どちらを記入したらいいのですか？
また、領収済通知書(納付書)に印書されているものは訂正していいのですか？
- A. 申告書の⑳(事業)、㉑(事業主)の欄には移転先の新しい所在地[変更後の新しい名称]をご記入ください。領収済通知書(納付書)については訂正せずそのまま使用してください。
なお、変更があった場合は労働基準監督署へ「労働保険名称、所在地等変更届」をご提出ください。
- Q5. 申告書を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 領収済通知書(納付書)以外であれば訂正できます(Q7参照)ので、訂正後の数字(文字)がわかるように書き直してください(P.4参照)。訂正印は不要です。
- Q6. 領収済通知書(納付書)の納付額を間違えて記入してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 訂正された領収済通知書(納付書)を使用することはできませんので、必ず新しいものを使用してください。
領収済通知書(納付書)は最寄りの労働局、労働基準監督署に用意してあります。(他の都道府県の領収済通知書(納付書)は使用できませんのでご注意ください。)
- Q7. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離してしまいました。どうしたらいいのですか？
- A. 申告書のみを管轄の労働局又は労働基準監督署にご提出いただき(郵送でも可)、領収済通知書(納付書)は、お近くの金融機関で納付してください。
- Q8. 申告・納付は日本銀行でしかできないのですか？
- A. ほとんどの金融機関(郵便局を含む)が日本銀行の歳入代理店になっておりますので、お近くの金融機関で申告・納付を行ってください。

- Q9. 納付金額がないとき、申告書の提出はどうしたらいいのですか？
- A. 申告書のみを管轄の労働局又は労働基準監督署にご提出ください(郵送でも可)。
- Q10. 申告書の控えに労働局又は労働基準監督署の受付印が必要な場合はどうしたらいいのですか？
- A. 申告書と領収済通知書(納付書)を切り離して、申告書のみを直接労働局又は労働基準監督署に提出してください(郵送で提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください)。領収済通知書(納付書)は、保険料の納付とあわせて金融機関に提出してください。
金融機関に申告書を提出しますと、押印はできませんのでご注意ください。
- Q11. 一括有期事業報告書・一括有期事業総括表は申告書と一緒に金融機関に提出するのですか？
- A. 金融機関では申告書・領収済通知書(納付書)以外の書類は提出できませんので、申告書を金融機関に提出した後に、管轄の労働局又は労働基準監督署へ提出してください(郵送でも可)。
- Q12. 還付額があるときはどうしたらいいのですか？
- A. 申告書の提出だけでは還付されませんので、必ず「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を管轄の労働局又は労働基準監督署にご提出ください(P.31参照)。還付請求には時効がありますので、ご注意ください。
- Q13. 会社の事業内容が大きく変わりました。申告書はどうすればいいのですか？
- A. 業種の変更があった場合には、「労働保険名称、所在地等変更届」の提出が必要です。管轄の労働局又は労働基準監督署へお問い合わせください。
- Q14. 令和6年3月31日以前に事業を廃止しました。申告書の提出は必要ですか？
- A. 申告書の提出は必要です。事業を廃止した日までの確定保険料を申告してください(P.29参照)。
また、昨年度中に事業を廃止した場合は、口座振替の対象になりませんのでご注意ください。
- Q15. 令和6年4月以降に事業を廃止することが確定しておりますが、概算保険料の算定基礎額はどのように記入したらいいのですか？
- A. 廃止する期間までに支払うことが予定される賃金総額(又は廃止する期間までの請負金額に労務費率を乗じて得た額)の見込額を記入してください。また、廃止後に令和5年度確定保険料の申告が必要となります。
- Q16. 申告内容について、調査を行うことはあるのでしょうか？
- A. 毎年、労働局又は労働基準監督署の職員が調査を行っています。また、調査においては源泉徴収簿等の関係書類を確認することがあります。
なお、申告内容に誤りがあり不足額があると判明した場合には、不足額と併せて不足額の10%を追徴金として徴収することとなります。

労働保険料申告書の記入が終わりましたら、このチェックポイントで、もう一度確認ください。
例年、申告後に申告漏れや申告誤り等が確認されていますのでご注意ください。

チェック

- 労務費率により保険料を算出する場合、請負金額から消費税額が除かれていますか?
※平成27年4月1日以後に開始した工事のみ、上記の取扱となります。
- 元請負工事で令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)に終了した工事が漏れていませんか?
- 下請負工事を誤って申告していませんか?
- 令和6年3月31日までに終了していない工事を誤って申告していませんか?
- 一括有期事業の対象とならない工事・事業を誤って申告していませんか?
※一括有期事業として扱われる工事・事業の要件はP.12を参照してください。
- 事業の種類区分に誤りはありませんか?(P.38～39の「労災保険率適用事業細目表」で確認して下さい。)
- 事業の種類が異なる工事はそれぞれ別葉で記入していますか?
- 平成27年3月31日以前に開始した工事の申告がある場合、事業開始時期ごとに区分して記入していますか?
- 平成27年3月31日以前に開始した工事について、労務費率により保険料を算出する場合、請負金額に消費税が含まれていますか?
- 請負金額及び賃金総額について、一括有期事業報告書からの転記ミスはありませんか?
- 一般拠出金欄の記入漏れはありませんか?
※平成19年4月1日以降に開始した工事のみ、一般拠出金の申告の対象となります。
- 常時使用労働者数(④欄)は記入しましたか?
- 労災保険率の適用に誤りはありませんか?
- 賃金総額(⑧・⑫欄)について、1,000円未満は切り捨てられていますか?
- 保険料・一般拠出金額(⑩・⑭欄)について、1円未満は切り捨てられていますか?
- 概算保険料が20万円未満なのに、延納の申請をしていませんか?
- 概算保険料の延納を希望する場合に、延納の申請(⑰欄)に“3”を記入していますか?
- 法人番号(⑳欄)を記入しましたか?(既に印字されている場合、改めての記入は不要です。)
- 事業の廃止をする場合、事業廃止等年月日(㉑欄)及び事業廃止等理由(㉒欄)が記入されていますか?

〈支払い賃金により保険料を算定した工事がある場合、以下の項目も確認してください〉

- 賞与、その他臨時の賃金の算入漏れはありませんか?
- 通勤手当等の交通費(非課税分、現物支給の定期代等を含む。)の算入漏れはありませんか?
- パート・アルバイトなど短時間労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 季節労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 日雇労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 年度途中退職者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 下請負人に使用される労働者の賃金の算入漏れはありませんか?
- 同居の親族など、労働者ではない方への賃金を誤算入していませんか?
- 事業の代表者や法人の役員への役員報酬を誤算入していませんか?

特定の法人について 電子申請が義務化されました

現在、政府全体で行政コスト（行政手続に要する事業者の作業時間）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、当該取組の一環として、令和2年4月から、**特定の法人の事業場**が労働保険の年度更新の申告等を行う場合には、必ず電子申請で行っていただくこととなりました。

特定の法人とは

- 資本金、出資金又は銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人
- 相互会社（保険業法）
- 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律）
- 特定目的会社（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化の対象事業場の申告書には以下のように印字されています（※）。

※ 原則として令和6年1月1日時点で上記要件を充たす特定の法人と把握した事業場に印字

義務化の対象手続

継続事業（一括有期事業を含む。）を行う事業主が提出する以下の申告書

- ・ 年度更新に関する申告書
（概算保険料申告書、確定保険料申告書、一般拠出金申告書）
- ・ 増加概算保険料申告書

（注意事項）

- 1 義務化対象事業場が申告する際、**法人番号欄が空欄の場合には必ず入力**をお願いします。
- 2 社会保険労務士や社会保険労務士法人が、対象となる特定の法人に代わって手続を行う場合も含まれます。
- 3 **以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により届出が可能です。**
 (1) 電気通信回線の故障や災害などの理由により、電子申請が困難と認められる場合
 (2) 労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中に保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合
- 4 上記特定の法人の事業場に該当するにも関わらず、申告書に電子申請義務化対象の印字が無い場合、または特定の法人の事業場に該当しないにも関わらず、申告書に電子申請義務化対象の印字がある場合は、所轄の都道府県労働局労働保険徴収課（室）へご連絡ください。

※厚生労働省ホームページに掲載しているQ&Aもあわせてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html



労働保険料は口座振替が便利です！

「口座振替による納付」のメリット

- 1 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。
- 2 納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- 3 手数料はかかりません。
- 4 保険料の引き落としに最大約2カ月ゆとりができます。



保険料を延納（分割納付）している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期・第1期	第2期	第3期
通常の納期限	令和6年7月10日	令和6年10月31日	令和7年1月31日
口座振替納付日	令和6年9月6日	令和6年11月14日	令和7年2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日
口座振替申込期限	令和6年2月25日 (※)	令和6年8月14日	令和6年10月11日

(※) 申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

かんたんな手続きで完了

1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード
- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替



2 金融機関の窓口へ提出

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。
対象の金融機関については厚生労働省ホームページ（上記）でご確認ください。

引き落とし前後には、ハガキでお知らせします

- ◎ 毎回、口座振替納付日の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- ◎ 口座振替納付後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。



都道府県労働局・労働基準監督署

社会保険・労働保険徴収事務センター